



ベンチャーファンド市場に関する見直しの検討について

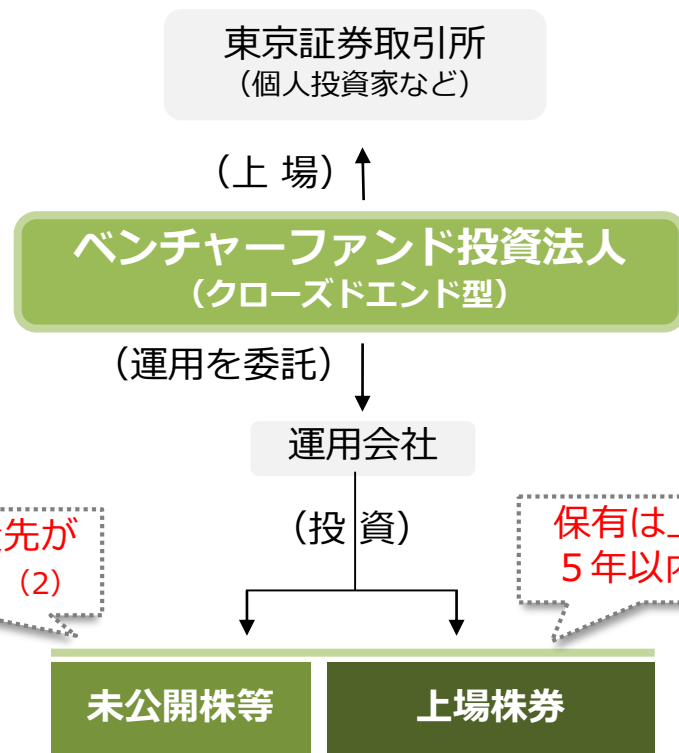
2021年2月18日

株式会社東京証券取引所

ベンチャーファンド市場の上場制度について

- ベンチャーファンドは、ベンチャー企業への資金供給手段の多様化を図るとともに、個人投資家を含む投資者に未公開株への投資機会を提供することが目的
- 当取引所は、ベンチャー企業への資金供給の機能と投資者保護の両立の観点から上場制度を整備
- 現行制度で上場した銘柄は、いずれも再投資先選定が困難となり、市場期待が低迷した結果、解散
→ 成長資金の円滑な供給に向けて、今後、必要な制度の見直しを実施していく方針

<ベンチャーファンドの上場スキーム>

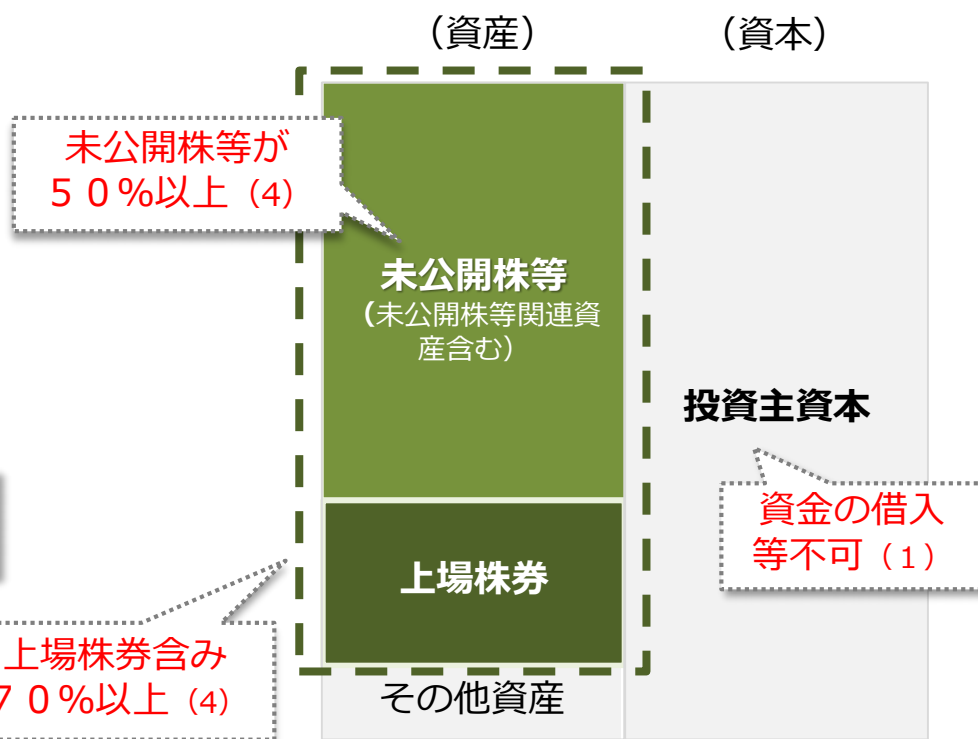


特定の投資先が
10%以下 (2)

保有は上場後
5年以内 (3)

上場株券含み
70%以上 (4)

<ベンチャーファンドの運用資産>



制度見直しに係る主な論点

⇒ 現行制度について寄せられているニーズを踏まえ、今後検討を進めていく予定

項目	制度の概要	論点
(1) 資金の借入等	<ul style="list-style-type: none">● 個人投資家向けの投資商品であることを踏まえ、過大なリスクを抑制するため、借入れ等のデットの資金調達を禁止	<ul style="list-style-type: none">● 機動的な投資、配当や税金等の支払いのための一時的な借入れを行いたいというニーズに対して、投資者保護の観点も踏まえどのように対応すべきか
(2) 投資割合制限	<ul style="list-style-type: none">● 未公開株投資のリスク分散の観点から、特定の投資先への投資割合は純資産総額の10%以下に制限	<ul style="list-style-type: none">● 特に優良な投資先には、10%を超えて投資を行いたいというニーズに対して、投資者保護の観点も踏まえどのように対応すべきか
(3) 継続保有可能期間	<ul style="list-style-type: none">● 運用益の源泉としてキャピタルゲインを想定する特性を踏まえ、未公開株（および上場後5年以内の株券）への投資のみ可能	<ul style="list-style-type: none">● IPO後も高成長を期待する投資先への投資を継続したいというニーズに対して、ベンチャーファンドの特性も踏まえどのように対応すべきか
(4) 運用資産等の比率	<ul style="list-style-type: none">● 未公開株への投資という特性を踏まえ、未公開株への投資比率を5割以上（上場株券含め7割以上）に設定	